

与論町犯罪被害者等見舞金支給等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、与論町犯罪被害者等支援条例(令和4年条例第34号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、犯罪被害者等に対する経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給及び助成金の交付に関し、与論町補助金等交付規則(平成5年規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文(緊急避難)、第39条第1項(心神喪失)又は第41条(責任年齢)の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条(正当行為)又は第36条第1項(正当防衛)の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為(被害届が警察に受理されているもの又は被害届を警察に提出することが困難であると町長が認めたものに限る。)による死亡又は重傷病をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。
- (3) 重傷病 加療1か月以上、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病(精神疾患である場合には、3日以上労務に服することができない程度のもの)であると医師に診断されたものをいう。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (5) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。
- (6) 性犯罪 刑法第176条(不同意わいせつ)、第177条(不同意性交等)、第179条(監護者わいせつ及び監護者性交等)、第181条(不同意わいせつ等致死傷)及び第241条(強盗・不同意性交等及び同致死)並びにこれらの罪(刑法第176条及び第179条第1項の罪を除く。)の未遂罪をいう。
- (7) 放火 刑法第108条(現住建造物等放火)、第111条第1項(延焼)又は第117条第1項(激発物破裂)に規定する犯罪をいう。
- (8) 町民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (9) 遺族 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族をいう。
- (10) 家族 犯罪被害者が犯罪被害を受けた時においてその者と同居していた者で次のいずれかに該当するもの(遺族を除く。)をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - イ 犯罪被害者の2親等以内の親族
(遺族の範囲等)

第3条 見舞金の支給又は助成金の交付を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時に、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した時に胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。
 - 3 見舞金の支給又は助成金の交付を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
 - 4 第1順位遺族（前項の規定により第1番目の順位となる遺族をいう。以下同じ。）が2人以上あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を見舞金又は助成金の申請及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、町長が当該代表者に対してした見舞金の支給又は助成金の交付は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。
 - 5 前項に規定する協議が整わない場合は、当該各遺族が見舞金又は助成金の額を当該人数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ申請し、及び受領することができる。

（見舞金の種類等）

第4条 見舞金の種類、額及び対象者等は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けた者が、当該見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合は、当該死亡した者の第1順位遺族に対し、遺族見舞金から既に支給した当該見舞金の額を控除した額を支給する。
- 3 複数の見舞金の対象となる場合は、見舞金の額が一番高い区分の見舞金を支給し、重複して支給しない。

（助成金の種類等）

第5条 助成金の種類、内容、額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）、対象者等は、別表第2に定めるとおりとする。

（支給又は交付の申請）

第6条 第4条第1項に規定する見舞金の支給又は前条に規定する助成金の交付を受けようとする犯罪被害者等（以下「申請者」という。）は、与論町犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書（別記様式第1号）又は与論町犯罪被害者等助成金交付申請書兼請求書（別記様式第2号）に犯罪被害に関する申立書（別記様式第3号）を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書は、見舞金にあつては別表第1に掲げる書類を、助成金にあつては次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が必要ないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 領収証、契約書その他の支払費用を証する書類
- (2) 犯罪被害を受けた時における申請者の住民票の写し

(3) 申請者が放火被害により住居が滅失し、又は著しく損壊した場合は、り災証明書

(4) その他町長が必要と認める書類

3 重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金においては、犯罪被害者が、当該犯罪被害による負傷、疾病等により申請が困難と認められる場合は、その家族が代理として申請し、支給を受けることができる。この場合において、当該家族は、家族であることを証し、又は確認できる書類を添えて申請しなければならない。

4 申請者が未成年者の場合は、当該申請を行うべき者の法定代理人がこれを行うものとする。この場合において、当該法定代理人は、法定代理人であることを証明する書類を提示しなければならない。

5 見舞金及び助成金の申請は、1事件につき、それぞれ1回限り行うことができる。

(支給又は交付の制限)

第7条 町長は、次の各号に掲げる場合は、見舞金の支給又は助成金の交付を行わない。

(1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、他の公的な機関の同様の制度により当該見舞金又は助成金と同種の支給等を受けているとき。

(2) 当該被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）があったとき。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合、犯罪被害者がこの要綱に規定する見舞金の支給又は助成金の交付を受ける者であって18歳未満の場合又は18歳未満であった者が第1順位遺族となる場合については、この限りでない。

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為を行ったとき、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為があったとき。

(4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団員（与論町暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団（与論町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等である町民が当該犯罪等の行為を容認していたことや犯罪被害者等と加害者の関係その他の事情から判断して、見舞金の支給又は助成金を交付することが社会通念上適切でない認められるとき。

(支給又は交付申請の期限)

第8条 第6条の規定による申請は、犯罪被害を受けた日から2年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他やむを得ない理由により犯罪被害を受けた日から2年を経過する前に当該申請を行うことができなかったときは、この限りでない。

(支給又は交付の決定等)

第9条 町長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給又は助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により見舞金の支給又は助成金の交付を決定したときは、与論町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（別記様式第4号）又は与論町犯罪被害者等助成金交付決定通知書（別記様式第5号）により、却下したときは与論町犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書（別記様式第6号）又は与論町犯罪被害者等助成金交付申請却下通知書（別記様式第7号）により申請者に通知の上、見舞金の支給又は助成金の交付を決定した者に対し、速やかに見舞金を支給又は助成金を交付するものとする。

3 町長は、第1項の審査の際に必要なときは、申請者その他関係人に対して、必要な事項を報告させ、若しくは文書その他の物件を提出させ、又は関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（届出）

第10条 申請者は、次の各号いずれかに該当する場合は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(1) 第7条各号のいずれかの場合に該当するに至ったとき。

(2) 加害者又はその関係者から当該助成金に係る損害賠償を受けたとき。

（支給又は交付の決定の取消し）

第11条 町長は、次の各号いずれかに該当した場合は、支給又は交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請者から前条の規定による届出を受けたとき。

(2) 申請者が偽りその他不正な手段により見舞金の支給又は助成金の交付を受けたとき。

(3) 申請者が前条の規定による届出を行わなければならない場合に届出を行わなかったとき。

2 町長は、前項の規定により支給又は交付の決定の取消しを行った場合は、与論町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（別記様式第8号）又は与論町犯罪被害者等助成金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（見舞金又は助成金の返還）

第12条 前条の規定により支給又は交付の決定を取り消した場合において、既に見舞金が生給又は助成金が交付されているときは、町長は、当該見舞金又は助成金を返還させるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第6条関係）

見舞金の種類	見舞金の額 (1事件につき)	対象者	添付書類
遺族見舞金	300,000円	次のいずれかに該当する者 (1) 犯罪行為により死亡した犯罪被害者である町民の第1順位遺族であって、当該犯罪行為が発生した時に町民であったもの (2) 進学のため島外に居住していた犯罪被害者の父母である町民 (3) 島外での勤務のため町外に居住していた犯罪被害者の配偶者及び子である町民	(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書の写しその他犯罪行為により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類 (2) 犯罪被害を受けた時における申請者の住民票の写し (3) 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部(個人)事項証明書(戸籍謄本・抄本)その他の地方公共団体の長が発行する証明書 (4) 申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 犯罪被害者が島外での勤務又は進学のため島外に居住していたときは、これを証する書類 (6) 交通事故の被害者であるときは、交通事故証明書又は公的機関の発行した証明書であって当該交通事故が確認できるもの (7) その他町長が必要と認める書類
重傷病見舞金	100,000円	犯罪行為により第2条第3号に規定する重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪被害を受けた時に町民であったもの	(1) 犯罪被害の発生日、状態、療養日数等を証する医師又は歯科医師の診断書その他の書類 (2) 犯罪被害を受けた時における申請者の住民票の写し
性犯罪被害見舞金	100,000円	性犯罪のうち、刑法第177条(不同意性交等)、第179条第2項(監護者性交等)又は第241条(強盗・不同意性交等及び同致死)に規定する行為(未遂を除く。)による被害を受けた犯罪被害者であって、当該性犯罪被害を受けた時に町民であったもの	(3) 交通事故の被害者であるときは、交通事故証明書又は公的機関の発行した証明書であって当該交通事故が確認できるもの (4) その他町長が必要と認める書類

別表第2（第5条関係）

助成金の種類	助成の内容	助成金の額等 (1事件につき)	対象者
一時居住費の助成	犯罪被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等（当該住居に居住し続けることにより精神的不調を来すおそれや二次的被害若しくは再被害を受けるおそれがあるもの又は従前の住居が犯罪行為により滅失し若しくは著しく損壊したものに限る。）が、一時居住のためホテル又は旅館等に宿泊する場合における費用の助成	1人1泊3,000円 (上限100,000円)	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 犯罪被害者と同居していた遺族である町民 (2) 犯罪被害者（重傷病、性犯罪又は放火被害に限る。）である町民 (3) 犯罪被害者（重傷病、性犯罪又は放火被害に限る。）である町民の家族である町民
転居費用の助成	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合などにおいて、犯罪被害者等が新たな住居へ転居するための費用の助成	島内での転居： 転居費用の75% (上限50,000円) 島外への転居： 転居費用の75% (上限100,000円)	同上
島外医療機関通院旅費の助成	犯罪被害者等がその被害に係る治療やカウンセリングを受けるため、島外の医療機関に通院（当該治療のため医療機関に支払った領収書の写しの添付が必要）する際の航空賃や船賃の助成	航空賃又は船賃の75%（上限35,000円/回、通院6回）	犯罪被害者（重傷病又は性犯罪被害者に限る。）である町民
法律相談費用の助成	犯罪被害を受けたことにより法律問題の解決に向け弁護士に法律相談する必要が生じた犯罪被害者等が、弁護士に法律相談する場合の費用の助成	上限15,000円/回 (上限3回) 航空賃又は船賃の75%（上限35,000円/回）	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 遺族である町民 (2) 犯罪被害者（重傷病又は性犯罪被害者に限る。）である町民
弁護士費用の助成	犯罪被害を受けたことにより、刑事裁判において被害者参加制度を利用して被告人質問等を行う犯罪被害者等が、当該裁判に参加することに関し弁護士へ委託する場合の費用であって、次に掲げる要件を満たしているものの助成 (1) 対象者が、当該裁判に関し日本司法支援センターの支援を受けていないこと。 (2) 対象者が、当該裁判に被害者参加人として参加することについて弁護士と委託契約を締結していること。	(1) 裁判員裁判 (上限200,000円) (2) (1)以外の裁判 (上限100,000円)	同上

3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫・組合	本店 支店
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

4 各種要件等

支給対象要件	<p>私は、以下の事項に該当します。(※該当項目にチェックしてください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 「与論町犯罪被害者等見舞金支給等に関する要綱」第2条第1号に規定する犯罪行為により被害を受けた。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪により被害を受けた際、与論町民であった。 (被害者の第1順位遺族で、犯罪発生時に与論町民であった。)</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪による被害を受けた事実について、警察に被害届等を提出している。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪による被害を受けた日から本申請書兼請求書の提出まで2年を経過していない。</p> <p><input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当する。(遺族見舞金の方のみ対象)</p> <p>① 進学のため島外に居住していた被害者の父母</p> <p>② 勤務のため島外に居住していた被害者の配偶者及び子</p>
支給除外事由	<p>私は、以下の事項に該当します。</p> <p><input type="checkbox"/> 他の公的な機関の同様の制度により当該見舞金と同種の支給を受けていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係はない。 ※親族関係ではあるが、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合、被害者が18歳未満又は18歳未満であった者が第1順位遺族となる場合を除く。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為や、過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為の誘発、その他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は第1順位遺族が、与論町暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第1号及び第2号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者ではない。</p>

以上の内容に相違ありません。

5 申請事項に係る調査等への同意等

(1) 与論町暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団員でないことを、警察当局へ照会すること。

同意します。

(2) 見舞金支給に係る申請内容に偽りその他不正な手段による支給であったと町長が認めた場合には、見舞金を町に返還すること。

同意します。

(3) 上記支給除外事由のいずれかの事項に該当するに至ったとき又は加害者若しくはその関係者から当該見舞金に係る損害賠償を受けたときは、速やかに届け出ること。

同意します。

私が提供する個人情報、町及び警察が見舞金支給制度の範囲内で利用し、かつ共有することに同意します。

申請者 _____

6 遺族見舞金支給申請に係る申立て

申請者である私が、与論町犯罪被害者等見舞金支給等に関する要綱第3条第4項に規定する第1順位遺族（遺族間での協議で決定された代表者を含む。）に相違ないこと。また、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決し、貴町に一切の迷惑をかけないこと。

約束します。

3 申請内容

助成金	理由・金額等	
一時居住費	必要理由	
	費用	円
	利用数	人 × 泊 人 × 泊 人 × 泊 人 × 泊
転居費用	必要理由	
	費用	円
	転居先	
	転居者	氏名 (歳) 申請者との続柄 () 氏名 (歳) 申請者との続柄 () 氏名 (歳) 申請者との続柄 ()
島外医療機関通 院旅費	必要理由	
	費用	円
	通院回数	回
法律相談費	必要理由	
	費用	円
	利用数	回
弁護士費用	必要理由	
	費用	
	利用内容	<input type="checkbox"/> 被害者参加制度 (裁判員の参加あり) <input type="checkbox"/> 被害者参加制度 (裁判員の参加なし)

4 添付書類（次のうち、必要なもの）

(1) 共通

添付	必要書類	確認
<input type="checkbox"/>	犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書の写しその他死亡の事実及び死亡年月日を証する書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	犯罪被害を受けた時における申請者の住民票の写し	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本）その他証明書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	犯罪被害者が島外での勤務又は進学のため島外に居住していたときは、これを証する書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	交通事故の被害者であるときは、交通事故証明書又はこれに準ずる事故が確認できる公的機関の発行した証明書の写し	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	犯罪被害者が負った被害が、重傷病又は性犯罪被害に該当することを証明することができる医師又は歯科医師の診断書	<input type="checkbox"/>

(2) その他

添付	必要書類	確認
<input type="checkbox"/>	支払費用（医療機関への支払費用を含む。）を証する領収証、契約書その他の支払い費用の内容を証する書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請時における申請者の住民票等の書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	放火の被害者であり、かつ、住居が滅失し、又は著しく損壊したときは、り災証明書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請者が刑事裁判に被害者参加人として参加したときは、裁判所からの許可書類	<input type="checkbox"/>

5 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫・組合	本店 支店
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

6 各種要件等

交付除外事由	<p>私は、以下の事項に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 他の公的な機関の同様の制度により当該助成金と同種の交付を受けていない。<input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係はない。 ※親族関係ではあるが、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合、被害者が18歳未満又は18歳未満であった者が第1順位遺族となる場合を除く。<input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為や、過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為の誘発、その他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為がない。<input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は第1順位遺族が、与論町暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者ではない。
--------	---

7 申請事項に係る調査等への同意等

- (1) 与論町暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団員でないことを、警察当局へ照会すること。
 - 同意します。
- (2) 助成金交付に係る申請内容に偽りその他不正な手段による支給であったと町長が認めた場合には、助成金を町に返還すること。
 - 同意します。
- (3) 上記交付除外事由のいずれかの事項に該当するに至ったとき又は加害者若しくはその関係者から当該助成金に係る損害賠償を受けたときは、速やかに届け出ること。
 - 同意します。

私が提供する個人情報、町及び警察が助成金交付制度の範囲内で利用し、かつ共有することに同意します。

申請者 _____

8 助成金交付申請に係る申立て（申請者が遺族の場合）

申請者である私が、与論町犯罪被害者等見舞金支給等に関する要綱第3条第4項に規定する第1順位遺族（遺族間での協議で決定された代表者を含む。）に相違ないこと。また、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決し、貴町に一切の迷惑をかけないこと。

- 約束します。

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

（宛先）与論町長

犯罪被害の概要

被害届等の提出	有 ・ 無	被害届等提出日	年 月 日
罪 種		届出警察署	警察署
被害年月日	年 月 日		
被害場所			
被害者の氏名	ふり がな 氏 名		
生年月日	(年 月 日生まれ)		
被害者の 被害時の住所	〒 ー		
被害の状況			

私は、上記の申立て内容について、警察へ確認を行うこと及び必要に応じて警察又は検察当局に事件の処理状況（送検の確認又は処分の状況等）を確認することに同意します。

ふり がな
氏 名 _____
生年月日 _____
住 所 _____
電話番号 _____
被害者との続柄 _____

第 号
年 月 日

様

与論町長

与論町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のありました与論町犯罪被害者等見舞金の支給について、下記のとおり決定したので、与論町犯罪被害者等見舞金支給等に関する要綱（以下「要綱」という。）第9条第2項の規定により通知します。

記

1 決定事項

遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金 ・ 性犯罪被害見舞金を支給する。

（支給金額 円）

2 支給決定の取消し及び返還

次のいずれかに該当した場合は、支給決定の全部又は一部を取消し、見舞金の返還を命じます。

- (1) 申請者から、要綱第10条の届出を受けたとき。
- (2) 申請者が偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けたとき。
- (3) 申請者が要綱第10条の規定の届出を行わなければならない場合に届出を行わなかったとき。

第 号
年 月 日

様

与論町長

与論町犯罪被害者等助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました与論町犯罪被害者等助成金の交付について、下記のとおり決定したので、与論町犯罪被害者等見舞金支給等に関する要綱（以下「要綱」という。）第9条第2項の規定により通知します。

記

1 交付金額

一時居住費	円
転居費用	円
島外医療機関通院旅費	円
法律相談費	円
弁護士費用	円
合計	円

2 町長への届出

申請者は、交付を受けた当該助成金について、要綱第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき又は加害者若しくはその関係者から当該助成金に係る損害賠償を受けたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

3 交付決定の取消し及び返還

次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取消し、見舞金の返還を命じます。

- (1) 申請者から、要綱第10条の届出を受けたとき。
- (2) 申請者が偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたとき。
- (3) 申請者が要綱第10条の規定の届出を行わなければならない場合に届出を行わなかったとき。

別記様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

与論町長

与論町犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました与論町犯罪被害者等見舞金の支給については、下記の理由により、その申請を却下しましたので通知します。

記

理由

別記様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

与論町長

与論町犯罪被害者等助成金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました与論町犯罪被害者等助成金の交付については、下記の理由により、その申請を却下しましたので通知します。

記

理由

第 号
年 月 日

様

与論町長

与論町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で支給決定した与論町犯罪被害者等見舞金について、
下記のとおり当該支給決定を取り消したので、与論町犯罪被害者等見舞金支給等に関する要綱第
11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消対象者氏名

- 2 取消対象支給金額

- 3 取消理由
 - (1) 要綱第11条第1項第1号に該当したため

 - (2) 要綱第11条第1項第2号に該当したため

 - (3) 要綱第11条第1項第3号に該当したため

第 号
年 月 日

様

与論町長

与論町犯罪被害者等助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した与論町犯罪被害者等助成金について、
下記のとおり当該交付決定を取り消したので、与論町犯罪被害者等見舞金支給等に関する要綱第
11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消対象者氏名

- 2 取消対象交付金額

- 3 取消理由
 - (1) 要綱第11条第1項第1号に該当したため

 - (2) 要綱第11条第1項第2号に該当したため

 - (3) 要綱第11条第1項第3号に該当したため